

保護者のみなさまへ

忠岡町教育委員会

私立幼稚園就園奨励費補助金制度について

忠岡町では、本町在住者で私立幼稚園（認定こども園を除く）に在園する園児の保護者（同居家族含む）のうち、本年度に納入する町民税等が下記に該当される場合、幼稚園保育料の補助（減免）を行っています。該当されるご家庭は、下記手続きのとおり、ご申請くださいますようお願いいたします。

【対象・補助限度額】

町民税が非課税又は所得割が非課税又は所得割課税額が一万円以下となる家庭
生活保護を受けておられる家庭

町民税非課税 (生活保護家庭含む)	町民税所得割非課税	町民税所得割課税額一万円以下
60,000円	50,000円	37,000円

※町民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除の適用前の額です。

【手続き】

上記条件に該当されるご家庭は、別添「保育料等減免措置に関する調書」に必要事項を記入の上、通園する幼稚園に提出してください。

下記条件①②に該当される場合は、別途添付書類も提出してください。

- ① 平成30年1月2日以降に忠岡町に転入された方
前住所地の市町村民税課税額が確認できる書類を添付してください。
- ② 生活保護法の規定により保護を受けておられる方
生活保護受給証明書を添付してください。

※添付書類は、世帯のプライバシーを配慮して、封筒（形式自由）に入れ、封をして幼稚園に提出して頂いてもかまいません。この場合、封筒に在園幼稚園名・園児氏名を必ず明記してください。

【認定及び通知】

補助の認否は、忠岡町教育委員会が行い、通園する幼稚園を通じて申請者に通知します。

【お問い合わせ】

忠岡町教育委員会教育部 子育て支援課 Tel 0725-22-1122（内線253）